

仮訳

1979年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第417号)2020年

件名 食品添加物の使用基準、条件、方法及び比率の規定(第1版)

食品添加物の使用に関して規定した保健省告示を現状に即するよう改正増補することが適切であるため、1979年食品法の第5条の第1段落、並びに第6条の(4)及び(5)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 1979年食品法に基づき制定された、2020年3月20日付の保健省告示(第413号)2020年、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」により改正増補された1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制食品とする規定、並びに落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規定」の第6条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6条 食品添加物を使用する落花生油は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第2条 1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制食品とする規定、並びに落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規定」の末尾の食品添加物(Food Additives)リストを廃止する。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示(2020年10月9日付官報掲載)の原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P417.pdf

(注3) 本告示には補足が出されています。

原典 http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/417_FoodAdditives.pdf

仮訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH417Explanation.pdf

第3条 1979年食品法に基づき制定された、2020年3月20日付の保健省告示(第413号)2020年、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」により改正増補された1981年1月20日付の保健省告示第56号(1981年)、件名「パームオイル」の第6条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6条 食品添加物を使用するパームオイルは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第4条 1981年1月20日付の保健省告示第56号(1981年)、件名「パームオイル」の末尾の食品添加物(Food Additives)リストを廃止する。

第5条 1979年食品法に基づき制定された、2020年3月20日付の保健省告示(第413号)2020年、件名「汚染物質を含む食品の規格を規定する複数の保健省告示の改正増補」により改正増補された1981年1月20日付の保健省告示第57号(1981年)、件名「ココナッツオイル」の第4条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第4条 食品添加物を使用するココナッツオイルは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第6条 1981年1月20日付の保健省告示第57号(1981年)、件名「ココナッツオイル」の末尾の食品添加物(Food Additives)リストを廃止する。

第7条 1984年11月15日付の保健省告示第83号(1984年)、件名「チョコレート」の第3条の(5)及び(6)を廃止する。

第8条 1984年11月15日付の保健省告示第83号(1984年)、件名「チョコレート」の第10条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第10条 食品添加物を使用する第2条に基づくチョコレートは、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第9条 1994年10月14日付の保健省告示第156号(1994年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第4条の4.8を廃止する。

第10条 1994年10月14日付の保健省告示第156号(1994年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第4条の4.9の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「4.9 風味付けしない。ただし、乳幼児用連用処方調整乳に食品・薬品委員会事務局から承認された通りに風味付けする場合を除く。」

第 11 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 156 号(1994 年)、件名「乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳」の第 9 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 9 条 乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調整乳の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 12 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 4 条の 4.7 を廃止する。

第 13 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 4 条の 4.8 を廃止し、以下の内容に置き換える。

「4.8 風味付けしない。ただし、乳幼児用連用処方食品に食品・薬品委員会事務局から承認された通りに風味付けする場合を除く。」

第 14 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 157 号(1994 年)、件名「乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品」の第 9 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 9 条 乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 15 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 158 号(1994 年)、件名「乳幼児用補助食品」の第 3 条の 3.6、3.7 及び 3.8 を廃止する。

第 16 条 1994 年 10 月 14 日付の保健省告示第 158 号(1994 年)、件名「乳幼児用補助食品」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 6 条 乳幼児用補助食品の製造において、食品添加物を使用する必要がある場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 17 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 195 号)2000 年、件名「電解質飲料」の第 4 条の(7)を廃止する。

第 18 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 4 条の(6)を廃止する。

第 19 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 5 条の(4)を廃止する。

第 20 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 6 条の(10)を廃止する。

第 21 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 6 条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 22 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 4 条の(6)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(6) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 23 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 5 条の(2)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(2) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 24 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 8 条の(3)を廃止する。

第 25 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 8 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 26 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 10 条の(8)を廃止する。

第 27 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 197 号)2000 年、件名「コーヒー」の第 10 条の(9)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(9) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 28 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 198 号)2000 年、件名「密閉容器入り豆乳」の第 5 条の(5)を廃止する。

第 29 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 198 号)2000 年、件名「密閉容器入り豆乳」の第 5 条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 30 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 201 号)2000 年、件名「特定種類のソース」の第 4 条の(9)を廃止する。

第 31 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 203 号)2000 年、件名「ナムプラー」の第 4 条の(7)及び(8)を廃止する。

第 32 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 203 号)2000 年、件名「ナムプラー」の第 5 条の(6)及び(7)を廃止する。

第 33 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 4 条の(8)

の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(8) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 34 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 4 条の(10)を廃止する。

第 35 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 5 条の(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(5) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 36 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 205 号)2000 年、件名「油脂」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 37 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 205 号)2000 年、件名「油脂」の末尾添付リストを廃止する。

第 38 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 206 号)2000 年、件名「バターオイル」の第 4 条の(4)を廃止する。

第 39 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 5 条の(6)を廃止する。

第 40 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 6 条の(7)を廃止する。

第 41 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 7 条の(5)を廃止する。

第 42 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 8 条の(6)を廃止する。

第 43 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 9 条の(5)を廃止する。

第 44 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 208 号)2000 年、件名「クリーム」の第 10 条の(6)を廃止する。

第 45 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 211 号)2000 年、件名「蜂蜜」の第 4 条の(10)を廃止する。

第 46 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 211 号)2000 年、件名「蜂蜜」の第 4 条の(11)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(11) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 47 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の第 4 条の(7)を廃止する。

第 48 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 6 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。香味剤を使用する場合は、本告示末尾の添付リスト 3 に定める種類及び量に基づき使用できる。」

第 49 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の末尾添付リスト 1 及び 2 を廃止する。

第 50 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 4 条の(2)を廃止する。

第 51 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 5 条の(3)を廃止する。

第 52 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 6 条の(3)を廃止する。

第 53 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 54 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 226 号)2001 年、件名「澄ましバター又はギー(Ghee)」の末尾添付リストを廃止する。

第 55 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の第 4 条の(6)を廃止する。

第 56 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の第 5 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 5 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 57 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の末尾添付リストを廃止する。

第 58 条 2004 年 6 月 4 日付の保健省告示(第 280 号)2004 年、件名「ハーブティー」の第 4 条の(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(5) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 59 条 2010 年 5 月 6 日付の保健省告示、件名「大豆蛋白質の分解により得られる調味製品」の第 4 条の(8)を廃止する。

第 60 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品」の第 7 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 7 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 61 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品」の末尾添付リストを廃止する。

第 62 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 7 条の(6)及び(7)を廃止する。

第 63 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 10 条の(5)及び(6)を廃止する。

第 64 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 11 条の(3)及び(4)を廃止する。

第 65 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の第 16 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 16 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 66 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 350 号)2013 年、件名「牛乳」の末尾添付リストを廃止する。

第 67 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 8 条の(6)及び(7)を廃止する。

第 68 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 9 条の(6)及び(7)を廃止する。

第 69 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 351 号)2013 年、件名「フレーバーミルク」の第 10 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 10 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第 70 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 353 号)2013 年、件名「ヨーグルト」の第 7 条の(6)を廃止する。

第 71 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 353 号)2013 年、件名「ヨーグルト」の第 13 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 13 条 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守するこ

と。」

第72条 2013年6月26日付の保健省告示(第354号)2013年、件名「アイスクリーム」の第5条の(4)の(4.2)及び(4.3)を廃止する。

第73条 2013年6月26日付の保健省告示(第354号)2013年、件名「アイスクリーム」の第6条の(4)及び(5)を廃止する。

第74条 2013年6月26日付の保健省告示(第356号)2013年、件名「密閉容器入り飲料」の第4条の(10)を廃止する。

第75条 2013年6月26日付の保健省告示(第356号)2013年、件名「密閉容器入り飲料」の第5条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 食品添加物を使用する場合は、食品添加物に関する保健省告示を順守すること。」

第76条 本告示の施行日前に許可を取得している食品製品の製造者又は輸入者は、本告示の施行日から2年以内に本告示に従い正しく実施すること。

第77条 本告示を官報告示日（訳注：2020年10月9日）の翌日より施行する。

2020年9月2日告示
アヌティン・チャーヌウィーラクーン
保健大臣